

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【公 告】

- 国土調査の成果の認証
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- ” ”
- ” ”
- 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催

【公安委員会】

- 警備業法に基づく講習

県民生活交通課

”

”

”

自然環境課

”

生活安全企画課

目次

担当課（室）

平成26年6月10日 岡山県公報 第11591号

〔二七四〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十六年六月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|---------------------------|---------------------|----------|------------|
| 岡山市 | 平成二十四年七月 ～ 平成二十五年十月 | 岡山市 地籍図及び 地籍簿 | 角石谷の一部 | 平成二十六年六月二日 |
| 新見市 | 平成二十四年五月 ～ 平成二十六年三月 | 新見市 地籍図及び 地籍簿 | 唐松の一部 | 平成二十六年六月二日 |
| 新見市 | 平成二十四年五月 ～ 平成二十五年八月 | 新見市 地籍図及び 地籍簿 | 大佐永富の一部 | 平成二十六年六月二日 |
| 真庭市 | 平成二十四年五月 ～ 平成二十六年二月 | 真庭市 地籍図及び 地籍簿 | 小童谷の一部 | 平成二十六年六月二日 |
| 真庭市 | 平成二十四年四月 ～ 平成二十六年一月 | 真庭市 地籍図及び 地籍簿 | 蒜山吉田の一部 | 平成二十六年六月二日 |

〔二七五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年六月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人のぞみの会

三 代表者の氏名

三宅 政男

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島駅前四丁目六四―六

五 定款変更の内容

役員任期満了前に、就任後二事業年度が終了した後の社員総会において後任の役員が選任された場合には、当該社員総会が終結するまでを任期とする。

〔二七六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年六月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民後見センターわけ

三 代表者の氏名

竹内 俊一

四 主たる事務所の所在地

和気郡和気町矢田四一〇番地三

五 定款変更の内容

副理事長はこの法人の業務について、この法人を代表することとする。

〔二七七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年六月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらしき福祉の会

三 代表者の氏名

白木 三敬

四 主たる事務所の所在地

倉敷市西岡一一四番地一

五 定款変更の内容

1 新たに特定非営利活動に係る事業として、障害児・者相談支援事業を行うこととする。

2 理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない旨の規定を加える。

3 第二十三条中「収支予算」を「活動予算」に改める。

4 第二十三条中「収支決算」を「活動決算」に改める。

5 第二十三条中「収入」を「収益」に改める。

6 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすこととする。

7 正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならぬこととする。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) (1)の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

8 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

〔二七八〕鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指針の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案について意見を有する区域の住民及び利害関係人は、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年六月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年六月十日から同月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化庁自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化庁自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年六月十日から同月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課
及び同部高梁地域森林課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

毛無山鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年六月十日から同月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課
及び同部真庭地域森林課

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

〔二七九〕鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を開催する。

平成二十六年六月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区の指定に係る公聴会

- 一 日時 平成二十六年七月三日 午後一時三十分
- 二 場所 玉野市水道庁舎一階大会議室
- 三 案件 玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区の指定について
 - 1 区域 次の図のとおり
 - 2 面積 三〇〇ヘクタール

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。

成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会

- 一 日時 平成二十六年七月二十二日 午後一時三十分
- 二 場所 高梁市役所成羽地域局会議室
- 三 案件 成羽天神山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
 - 1 区域 次の図のとおり
 - 2 面積 三五ヘクタール

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。

毛無山鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会

- 一 日時 平成二十六年七月九日 午後一時三十分
- 二 場所 岡山県美作県民局真庭地域事務所三階大会議室
- 三 案件 毛無山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
 - 1 区域 次の図のとおり
 - 2 面積 一八七ヘクタール

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県公安委員会告示第八十五号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年六月十日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

| 警備業務の区分 | 期 日 | 時 間 | 場 所 |
|---------|------------------------------------|-----------------|----------------------------|
| 施設警備業務 | 平成二十六年八月十日（火曜日）から同月二十一日（木曜日）までの三日間 | 午前九時から午後五時三十分まで | 岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館 |

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十六年七月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

二万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。